

令和2年4月28日

## 第35回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 3 5 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 2 年 4 月 28 日 (火曜日) 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 さいわいプラザ 6 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 2 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 3 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 4 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 6 号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (15名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (9名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主査 早川 仁、  
主事 原 成実

開 会 (午後 2 時 00 分)

- 樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を  
務めていただきます。よろしくお願いたします。
- 議長 (あいさつ)  
それでは、これより第 35 回総会を開催いたします。  
今月も、新型コロナウイルスの緊急対策として、委員の数を制限して  
開催しております。  
出席予定の委員のうち、欠席届が議席番号 3 番、安達委員から提出さ  
れていますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を  
満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において議席番号 5 番、粉川委員、6 番、諸橋委員を指名いたしますので、よろしくお願い致します。
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議長 日程第 2、これより審議に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。  
議案書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。  
今月の 3 条許可申請は 7 件でございます。  
1 番から 5 番は売買による所有権移転、6 番、7 番は贈与による所有権移転であります。  
以上について、担当委員による現地調査結果はいずれも問題なしということであります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）  
議長 ありませんの声が聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
議長 異議なしの声が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第 2 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議長 議案第 2 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 議案書 6 ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、三島地域の1件でございます。

1番、鳥越の畑について、石油、天然ガスの開発に伴う還元井用地及び通路敷地として一時転用する許可を受けていた案件であります。このたび令和12年5月31日まで期間を延長するものであります。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第3号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、和島地域1件、計2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において4月21日までに現地確認を実施しております。

1番、乙吉町の畑について、物置建築敷地として利用するものであります。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、島崎の畑について、車庫兼物置建築敷地として利用するものであります。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は、住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原

則許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第3号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書10ページ、11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域4件、越路地域1件、三島地域2件、小国地域1件、計8件でございます。

1番、高畑町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年6月1日から令和2年9月30日までの計画であります。申請地のおおむね500メートル以内に柿小学校と山通保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、黒津町の田について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模

の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が保育園の駐車場であり、土地収用法の該当事業である公益性の高い事業であるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内であるため、開発行為の許可を要します。

3番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和2年11月30日までの計画であります。申請地は、土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

4番、七日市の畑について、貸資材置場として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、譲受人が先代の経営者である会社への貸資材置場であり、既存事業所敷地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

5番、東谷の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、東谷集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであることから、許可できるものであります。

6番、大荒戸町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

7番、三之宮町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和2年5月12日から令和2年9月4日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、近接す

る本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、小国町横沢の畑について、携帯電話基地局の鉄塔塗装工事に伴う工事用仮設ヤードとして利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和3年4月30日までの計画であります。申請地は、小国町横沢集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一時的な利用であるため、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に利用権設定及び中間管理権設定の地域別一覧表、A3、1枚を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページから24ページをご覧ください。相対による利用権の設定が49件と移転が10件の合計59件の申出がありました。権利関係は、

賃借権設定が45件、賃借権移転が10件、使用貸借権設定が4件となっております。

以上59件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第6号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第6号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の28ページから33ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは35件の申出がありました。内訳は、賃借権の移転が34件、使用貸借権の移転が1件となっております。これらの案件につきましては、以前開催の総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をいただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項に規定されている農用地利用配分計画の県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろ



しくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第6号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第1号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題とします。  
事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について5件を35ページに、5条の届出について26件を36ページから40ページに、農地法の適用を受けない事実確認6件を41ページに、18条合意解約について3件を42ページに、利用権解約について91件を43ページから58ページに、中間管理権の解約について2件を59ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第35回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時23分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年4月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	高橋信昭	13	欠	猪俣敏朗																		
2	欠	土田米藏	14	欠	成澤善博																		
3	欠	安達隆幸	15	欠	高綱道夫																		
4	出	本田栄一	16	出	中村正行																		
5	出	粉川一夫	17	出	岩本一男																		
6	出	諸橋昇一	18	出	菅沼正美																		
7	出	青柳進	19	出	田中藤雄																		
8	欠	五十嵐文枝	20	出	櫻井正広																		
9	出	松永利治	21	出	片岡力夫																		
10	欠	武石省策	22	出	池田朝二																		
11	欠	土田正人	23	出	川上憲一																		
12	欠	稲波忠昭	24	出	諏佐英作																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">15人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td></td> <td></td> <td>粉川一夫 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>諸橋昇一 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	15人			議事録署名委員	欠席委員	人	9人			粉川一夫 委員		計	24人			諸橋昇一 委員
出席委員	人	15人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	9人			粉川一夫 委員																		
	計	24人			諸橋昇一 委員																		